

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き

本手引きは、日本へ入国（又は日本から出国）する時に携帯して医療用麻薬等を輸入（又は輸出）するための手続を説明したものです。

渡航先の国においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入又は当該国からの携帯輸出の可否等について不明な点がありましたら、各国の在日大使館等に問い合わせてください。事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続についても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう注意してください。

第1 医療用麻薬

麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた麻薬輸入業者（麻薬輸出業者）でなければ、輸入（輸出）することができませんが、自己の疾病の治療の目的（麻薬中毒の治療の目的を除く。以下同じ。）で麻薬を施用されている方が日本に入国又は日本から出国する場合には例外規定が設けてられており、事前に地方厚生（支）局長の許可を受ければ、麻薬を携帯して輸入（輸出）することができることとなっています。

(1) 申請手続

地方厚生（支）局長の許可に係る申請方法は次のとおりです。

1) 申請に必要な書類

① 医師の診断書 1部

患者（申請者）の住所、氏名、麻薬の施用を必要とする理由、処方された麻薬の品名・規格・用法・用量等が記載された診断書

② 麻薬携帯輸入許可申請書 1部

（日本に医療用麻薬を携帯して入国する場合）

③ 麻薬携帯輸出許可申請書 1部

（日本から医療用麻薬を携帯して出国する場合）

④ 返信用封筒 1枚

サイズは、長3用以上のもの。宛先を明記してください。送料は自己負担です。簡易書留以上の返信手段を推奨します。

（輸入と輸出の両方を申請した場合、送付する書類の総重量を加味した上で、必要な代金分の切手を貼付してください。）

※ ②、③については原則として、麻薬を施用されている患者さん本人が申請書に記入していただきますが、種々の事情により医師又は患者さんの家族等が代筆しても差し支えありません。〔(2)9) 代筆した場合参照〕

※ 輸出し再び輸入する場合（医療用麻薬を持って日本から出国し、残った麻薬を日本に持ち帰る場合）又は、輸入し再び輸出する場合（医療用麻薬を外国から持って日本に入国し、再度残りの麻薬を持って日本から出国する場合）には、①の診断書と②及び③の申請書双方が必要です。

※ 発行する許可書には、携帯する麻薬の名称を記載します。その名称の

確認のために、お薬手帳のコピー等を御提出いただく場合があります。

2) 提出先

- ① 申請者の住所を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部
- ② 入院中の場合は、病院・診療所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部（前記①でも差し支えありません。）
- ③ 海外在住の場合は、入国予定の空港等を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部

3) 提出期限

申請書の送付及び許可書の送付に要する期間を考慮し、出国日又は入国日の2週間前までに提出してください。

もし、申請から出入国日までに時間的余裕がない場合には、必ず地方厚生（支）局麻薬取締部に直接電話等して相談してください。

ただし、相談いただいても、出入国までの日数等によっては対応できない場合があります。

（2）申請書の作成要領

麻薬携帯輸入（輸出）許可申請書は、麻薬を日本から輸出する場合は「輸入」及び「入国」を、国外から日本に輸入する場合は「輸出」及び「出国」を二重線で消してください。

1) 携帯して輸入（輸出）しようとする麻薬

麻薬の品名（商品名を記載した場合は、括弧書きで成分名を併記）・含有量・数量を正確に記入してください。

なお、出国した後入国する場合で、入国する際の麻薬の数量が確定できない場合は、数量欄は「～錠（～mg）以下」「～カプセル（～mg）以下」等と記入してください。入国した後出国する場合も同様です。

2) 入国（出国）する理由

「観光のため」、「帰国のため」、「仕事のため」、「留学のため」等と記入してください。

3) 麻薬の施用を必要とする理由

「疾病の疼痛緩和のため」等と記入してください。

4) 入国（出国）の期間

麻薬携帯輸入許可申請書には入国日を、麻薬携帯輸出許可申請書には出国日を記入してください。申請時に入国（出国）日が確定していない場合には、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△年△△月△△日の間に入国（出国）」と記載してください。

5) 入国（出国）港名

空港、港の正式名称を記入してください。

6) 住所

住所、住所のフリガナ及び郵便番号を記入してください。

7) 氏名

氏名を記入し、パスポートに記載されているローマ字を併記してください。

8) 電話

申請書の記載内容について照会する場合がありますので、必ず連絡が取れる連絡先を記載してください。

9) 代筆した場合

申請書を代筆した場合には、代筆者は、その旨を申請書の枠外の下部に記載し、署名してください。

10) 申請用紙は厚生労働省地方厚生局麻薬取締部「【個人向け】麻薬・覚醒剤原料などを携帯して日本を出入国する方へ」ウェブサイト

<https://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei6.html>

からダウンロードすることができます。用紙サイズは、日本産業規格 A 4 縦です。

(3) 許可書等の提示

申請書類に不備がなく、許可が行われた場合には、麻薬携帯輸入（輸出）許可書（日本語で記載されたもの）と麻薬携帯輸入（輸出）許可証明書（英語で記載されたもの）の各 1 通が交付されます。入国（出国）時に税関で、これらの許可書を提示してください。

(4) 注意事項

麻薬携帯輸入（輸出）許可は、特定の患者さんが自己の疾病の治療の目的で施用を必要とするため、医療用麻薬を携帯せざるを得ない場合に、当該患者さんが行う輸入（輸出）を認めるものであり、当該許可を受けても麻薬を配送業者を介して輸入（輸出）したり、知人等に麻薬を託して輸入（輸出）したりすることはできません。

必ず申請した患者さん本人が、麻薬を携帯して輸入（輸出）しなければなりませんので注意してください。

麻薬携帯輸入（輸出）許可申請書

	品 名	数 量
携帯して輸入（輸出）しようとする麻薬		
入国（出国）する理由		
麻薬の施用を必要とする理由		
入国（出国）の期間		
入国（出国）港名		
上記のとおり、麻薬を携帯して輸入（輸出）したいので申請します。 年 月 日 住所 氏名 地方厚生（支）局長 殿		

（注意）用紙の大きさは、A 4 とすること。
連絡先：

(記載例 1)

麻薬携帯~~輸入(輸出)~~許可申請書

携帯して 輸入(輸出) しようとする麻薬	品 名	数 量
	〇〇××錠 10mg (モルヒネ硫酸塩) △△□□散 5mg (オキシコドン塩酸塩)	10錠 (100mg) 20包 (100mg)
入国(出国) する理由	観光のため	
麻薬の施用を必要とする理由	疾病の疼痛緩和のため	
入国(出国) の期間	令和〇〇年△△月××日	
入国(出国) 港名	成田国際空港	
上記のとおり、麻薬を携帯して 輸入(輸出) したいので申請します。 令和〇〇年△△月××日 フリガナ トウキョウト チヨダク カスミガセキ 住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 ローマ字 KOSEI TARO 氏名 厚生 太郎 〇〇厚生局長 殿		

(注意) 用紙の大きさは、A4 とすること。

連絡先 03-5253-1111
本申請書は主治医△△ ××が代筆しました。
代筆者署名

(記載例 2)

麻薬携帯輸入~~(輸出)~~許可申請書

携帯して輸入 (輸出) しようとする麻薬	品 名	数 量
	〇〇××錠 10mg (モルヒネ硫酸塩) △△□□散 5mg (オキシコドン塩酸塩)	10錠 (100mg) 20包以下 (100mg以下)
入国 (出国) する理由	帰国のため	
麻薬の施用を必要とする理由	疾病の疼痛緩和のため	
入国 (出国) の期間	令和〇〇年△△月××日	
入国 (出国) 港名	成田国際空港	
上記のとおり、麻薬を携帯して輸入 (輸出) したいので申請します。 令和〇〇年△△月××日 フリガナ トウキョウト チョウダク カシマガセキ 住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 ローマ字 KOSEI TARO 氏名 厚生 太郎 〇〇厚生局長 殿		

(注意) 用紙の大きさは、A4 とすること。

連絡先 03-5253-1111
本申請書は主治医△△ ××が代筆しました。
代筆者署名

○麻薬携帯輸入（輸出）許可申請書提出先

地方厚生(支)局 麻薬取締部名	地方厚生（支）局麻薬取締部 所在地、電話番号、FAX 番号	管轄する 都道府県名
北海道厚生局 麻薬取締部	〒060-0808 札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 tel:011-726-3131 fax:011-709-8063	北海道
東北厚生局 麻薬取締部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 tel:022-221-3701 fax:022-221-3713	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東信越厚生局 麻薬取締部	〒102-8309 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 17 階 tel:03-3512-8691 fax:03-3512-8689	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 山梨県、長野県 新潟県
東海北陸厚生局 麻薬取締部	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 tel:052-951-6911 fax:052-951-6876	静岡県、愛知県 三重県、岐阜県 富山県、石川県
近畿厚生局 麻薬取締部	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 tel:06-6949-6336 fax:06-6949-6339	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県
中国四国厚生局 麻薬取締部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 tel:082-227-9011 fax:082-227-9174	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国厚生支局 麻薬取締部	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 4 階 tel:087-811-8910 fax:087-823-8810	徳島県、香川県 愛媛県、高知県

九州厚生局 麻薬取締部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎 tel:092-472-2331 fax:092-472-2336	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県、 沖縄県
----------------	--	---

※ 申請書の提出先については、前記の**第 1 (2) 2)** を参照してください。

第2 医療用向精神薬

「麻薬及び向精神薬取締法」で指定された向精神薬を処方されている患者さんが、自己の疾病の治療のために医療用向精神薬を携帯して出入国される際の、麻薬及び向精神薬取締法上の手続は下記のとおりです。

医療用向精神薬の携帯輸出入の手続

- ・ 注射剤以外の向精神薬
 - 1) 総量が下表に示す量以下の場合 ・ ・ ・ ・ 手続不要①
 - 2) 総量が下表に示す量を超える場合 ・ ・ ・ ・ 書類を所持②
- ・ 注射剤の向精神薬 ・ ・ ・ ・ 書類を所持③

※1 ここで「書類」とは、向精神薬を携帯して輸入（輸出）することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方せんの写真」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）のことを言います。

※2 上記手続は、特定の患者さんが自己の疾病の治療の目的で施用をするため向精神薬を携帯せざるを得ない場合に、本人が携帯して行う輸入（輸出）に適用されるのであって、郵便によって輸入（輸出）したり、知人等に託して向精神薬を輸入（輸出）したりすることはできません。

① 携帯する向精神薬が注射剤以外（経口剤、坐剤など）の場合で、かつ、そのお薬に含まれる成分の総量が下表に示す量以下の場合には、手続は不要です。

ただし、出入国時の無用なトラブルを避ける目的で上記※1の「書類」を所持することは差し支えありません。

② 携帯する向精神薬が注射剤以外（経口剤、坐剤など）の場合でも、そのお薬に含まれる成分の総量が下表に示す量を超える場合には、出入国の際に上記※1の「書類」を所持していなければなりません。

特に、地方厚生（支）局長の許可書は交付されません。

③ 携帯する向精神薬が注射剤の場合には、下表に示す量にかかわらず、出入国の際に上記※1の「書類」を所持していなければなりません。

特に、地方厚生（支）局長の許可書は交付されません。

表

(第1種向精神薬)	
ジペプロール(9g) セコバルビタール(6g) フェネチリン(3g) フェンメトラジン(2.25g)	メクロカロン(9g) メチルフェニデート(2.16g) モダフィニル(6g)
(第2種向精神薬)	
アモバルビタール(9g) カチン(1.5g) グルテチミド(15g) シクロバルビタール(6.75g) ブタルビタール(4.5g)	ブプレノルフィン(80mg) フルニトラゼパム(60mg) ペンタゾシン(18g) ペントバルビタール(4.5g)
(第3種向精神薬)	
アミノレクス(300mg) アルプラゾラム(72mg) アロバルビタール(3g) アンフェプラモン(2.25g) エスクロルビノール(22.5g) エスタゾラム(120mg) エチゾラム(90mg) エチナメート(30g) エチランフェタミン(1.8g) オキサゼパム(2.7g) オキサゾラム(1.8g) カマゼパム(1.8g) クアゼパム(900mg) クロキサゾラム(360mg) クロチアゼパム(900mg) クロナゼパム(180mg) クロバザム(2.4g) クロラゼプ酸(900mg) クロルジアゼポキシド(1.8g) ケタゾラム(1.8g) ジアゼパム(1.2g) セクブタバルビタール(3.6g) ゾピクロン(300mg) ゾルピデム(300mg) テトラゼパム(12g)	ハロキサゾラム(300mg) ピナゼパム(600mg) ビニルビタール(4.5g) ピプラドロール(180mg) ピロバレロン(2.4g) フェナゼパム(300mg) フェノバルビタール(6g) フェンカンファミン(1.8g) フェンジメトラジン(3.15g) フェンテルミン(1.125g) フェンプロポレクス(360mg) ブトバルビタール(6g) プラゼパム(600mg) フルジアゼパム(22.5mg) フルラゼパム(900mg) ブロチゾラム(15mg) プロピルヘキセドリン(2.25g) ブロマゼパム(450mg) ペモリン(6g) ベンツフェタミン(1.5g) マジンドール(90mg) ミダゾラム(450mg) メソカルブ(900mg) メダゼパム(900mg) メチプリロン(12g)

テマゼパム (900mg)	メチルフェノバルビタール (12g)
デロラゼパム (180mg)	メフェノレクス (1.41g)
トリアゾラム (15mg)	メプロバメート (18g)
ニトラゼパム (450mg)	レフェタミン (3g)
ニメタゼパム (150mg)	ロフラゼプ酸エチル (60mg)
ノルダゼパム (450mg)	ロプラゾラム (60mg)
ハラゼパム (4.8g)	ロラゼパム (90mg)
バルビタール (18g)	ロルメタゼパム (60mg)

※上表にはお薬の成分の一般名が記されています。実際のお薬の名前とは異なる場合があります。処方されているお薬がこれら向精神薬を含んでいるか否かについては、医師、歯科医師、薬剤師などに確認してください。

第3 その他の薬物

ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）、あへん末、覚醒剤（アンフェタミン・メタンフェタミン）は、何人も輸入（輸出）することができません。

※ また、この手続のほか、医薬品を海外から輸入する際、別途手続が必要な場合（一定数量を超えた医薬品を輸入する場合等）がありますので、詳しい内容については下記の地方厚生局の薬事監視専門官にお尋ねください。

- ・ 関東信越厚生局

電 話：０４８－７４０－０８００

FAX：０４８－６０１－１３３６

- ・ 近畿厚生局

電 話：０６－６９４２－４０９６

FAX：０６－６９４２－２４７２